

緊急事態宣言発出に伴う定期乗車券・回数乗車券の取扱いについて

東葉高速鉄道では、国内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2021年1月7日に政府より発出された1都3県を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出を受け、定期乗車券・回数乗車券をご使用にならないお客さまに対して、以下のとおり払いもどしをいたします。

記

1. 定期乗車券の払いもどし

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、お手持ちの通勤定期乗車券、通学定期乗車券を払いもどす場合、実際のお申し出日にかかわらず、お申し出日を遡って、1ヵ月単位で計算した額（当該定期乗車券の使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額）に所定の手数料を差し引いて払いもどしいたします。

(1) 対象となる定期乗車券の条件（条件1～3の全てを満たすものに限り対象となります）

条件1：2021年1月7日までに購入したものであること

条件2：緊急事態措置期間（2021年1月8日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部または一部期間をその有効期間に含むこと

条件3：定期乗車券の有効期間が、お申し出日から1ヵ月以上残っていること、または定期乗車券の有効開始日からお申し出日が7日以内であること

(2) 定期乗車券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日

① 2021年1月7日までに有効開始となる定期乗車券の場合

2021年1月7日

※ただし、2021年1月8日以降の日に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日とします。

② 2021年1月8日以降に有効開始となる定期乗車券の場合

ア 定期乗車券が未使用の場合

当該定期乗車券の有効開始日の前日

イ 定期乗車券を既に使用した場合

当該定期乗車券を最後に使用した日

2. 回数乗車券の払いもどし

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、2021年1月7日までに購入したものであって、緊急事態措置期間（2021年1月8日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部、または一部期間をその有効期間に含む回数乗車券を払いもどされる場合、有効期間が満了していても有効期間内にお申し出されたものとして、使用した回数乗車券枚数分の普通旅客運賃および所定の手数料を差し引いて払いもどしいたします。

3. 払いもどし対応の期限

緊急事態措置の終了日の翌日から1年間となります。

例) 2021年2月7日に緊急事態措置が終了した場合、2022年2月7日までとなります。

4. 払いもどし取扱箇所

ア 定期乗車券

定期券うりば窓口（北習志野駅、東葉勝田台駅）

営業時間 毎日7：00～20：00

イ 回数乗車券

東葉高速線各駅

5. その他

ア 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、定期乗車券を一定期間ご利用にならなかった場合、定期乗車券の払いもどしは、新たな定期乗車券のご購入前、またはご購入と同時に済ませてください。

PASMO定期乗車券と同一のPASMOカードを使用して、新たな定期乗車券を購入（上書き）された場合、旧定期乗車券の情報は消去されてしまうため、払いもどしをお受けいただくことはできなくなりますので、ご注意ください。

イ この取扱いによる払いもどしは、緊急事態措置の終了日の翌日から1年以内にお受けください。お客さまの安全確保の観点から、緊急事態措置の終了後に払いもどしのご検討をお願いいたします。

ウ 定期券うりばにお越しになる際は、対象の定期乗車券をお使いにならず、乗車する駅の係員にお申し出ください。

エ 定期乗車券の払いもどしに必要な書類は、東葉高速鉄道ホームページをご参照ください。

以 上